

## 高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成） 実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、県内企業の人材確保の促進の支援を目的として、高知県大学生等就職支援事業（以下「本事業」という。）において、県外学生等が県内で就職活動等を行う際に県外の住所地から県内の目的地までの移動等に要した経費の一部を助成するため、必要な事項を定めるものとする。

### （定義）

第2条 この要領における用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）「県外学生」とは、高知県外の大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校等をいう。以下同じ。）に在籍し、高知県外に居住する者をいう。
- （2）「県外第2新卒者」とは、上記（1）のうち、大学等を卒業してから3年以内の者をいう。
- （3）「県内企業等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 高知県内に主たる事業所を有する企業及びその他の法人
  - イ 県内勤務限定で採用を行う県外に主たる事業所を有する企業及びその他の法人
- （4）「就職活動等」とは、次に掲げるものをいう。ただし、公務員の就職活動に関するものは除く。
  - ア 県内企業等が参加する県内で行われる合同企業説明会等の就職活動関連イベント
  - イ 県内企業等が県内で実施するインターンシップ・仕事体験、個別企業説明会、採用面接等

### （助成対象期間）

第3条 本事業は、令和6年4月1日（月）から令和7年3月10日（金）の間に行われる就職活動等で、当該期間内に助成金の額を確定できたものを対象とする。ただし、期間終了前であっても、予算の上限額に達し次第、支援終了とする。

### （助成の対象者、助成対象経費及び助成限度額）

第4条 助成対象者、助成対象経費及び助成限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された助成額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

### （事業実施方法）

第5条 本事業の申請受付から助成金の支払までの業務は、県からの委託により実施するものとし、受託事業者は、事務局を設置して業務を行う。

### （助成金の申請手続）

第6条 助成を受けようとする者は、就職活動等が終了した日から30日を経過する日又は就職活動等が終了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに、次の（1）から（6）に掲げる書類を事務局に提出し、当該年度の3月10日までに、次条に規定する助成金の額の確定の通知を受けなければならない。

- （1）助成申請書（兼実績報告書）（別記様式1）
- （2）訪問確認票（別記様式2）
- （3）誓約書（別記様式3）
- （4）交通費等の金額を証明する領収書等
- （5）振込先銀行口座（本人名義に限る）の通帳の写し
- （6）学生証又は卒業を証明する書類（卒業証書等）の写し

### （助成の決定及び助成金額の確定）

第7条 受託事業者は、前条の規定による助成の申請を受理したときは、申請書類を審査し、適当であると認めるときは助成金の額を確定し、申請者に通知するとともに助成金を支払うものとする。

### （助成の条件）

第8条 助成を受けようとする者は、法令、規則及びこの要領の規定に従わなければならない。

2 別表第2に該当する者は、助成の対象としない。

(助成決定の取消し及び返還)

第9条 知事は、申請者が次の各号のいずれか又は別表第2のいずれかに該当すると認められた場合は、助成の決定及び助成額の確定の有無にかかわらず、助成の決定の全部又は一部を取り消し、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要領の規定に違反した場合

(2) 法令若しくはこの要領の規定又は法令若しくはこの要領の規定に基づく処分若しくは指示に違反した場合

(3) 不正又は虚偽の申請により助成の決定を受けた場合

(4) 本事業に関して不正その他不適当な行為をした場合

(情報の開示)

第10条 本事業に関して高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目を除き、原則として開示を行うものとする。

(雑則)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成対象者	助成対象となる就職活動等	助成対象経費 ※2	助成限度額		助成回数
<p>以下の条件を全て満たす者</p> <p>(1) 県内企業等への就職を希望する県外在住の学生又は県外在住の第2新卒者（以下「県外学生等」という。）</p> <p>(2) 「こうち学生登録」（※1）に登録している者</p>	<p>以下の条件のいずれか1つを満たし、かつ、別記様式による「訪問確認票」により参加を証明する書類を提出していること。</p> <p>(1) 県内企業等が参加する、県内で行われる合同企業説明会等の就職活動関連イベント</p>	<p>(1) 交通費 ※3 県外学生等が、県内での就職活動等のために、県外の住所地から県内の目的地までの間を経済的かつ合理的であると認められる経路で往復移動する際に要した経費</p>	定額	<p>別紙「各都道府県からの交通費助成金（定額）」に定める助成対象者の県外の住所地のある都道府県からの定額を助成するものとする。</p> <p>ただし、領収書等により証明することができる往復の交通費の額が定額に満たない場合は、当該額を上限とする。</p>	同一年度内に1人3回までとする。
	<p>(2) 県内企業等が県内で実施するインターンシップ又は個別企業説明会、採用面接等</p>	<p>(2) 宿泊費 県外学生等が、県内での就職活動等のために移動した際に、県内で宿泊する際に要した経費</p>	定額	<p>1泊当たり5,000円を上限とする。 （1回の申請につき宿泊施設1泊分のみ対象）</p>	

※1 「こうち学生登録」とは、高知県からの県内就職に関する情報の提供を目的とする、県の登録制度をいう。

※2 (1) 領収書等の関係書類で確認できる経費のみを助成対象経費として認める。

(2) 企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の助成を受けている場合は、当該助成金等の額を対象経費から除外する。

(3) 公務員の就職関連活動に係る経費は、本事業の対象外とする。

(4) 対象経費には、取消料及びキャンセル料を含まない。

※3 助成対象となる交通手段及び交通費は、以下の条件のいずれか1つを満たすこと。

(1) 旅客輸送を行う鉄道事業者の鉄道の乗車券、急行券、特急券、指定席券等の料金又は路面電車の運賃。ただし、グリーン車利用料金は対象としない。

(2) 国内航空運送事業を営む航空会社の航空機の運賃等。ただし、国内線プレミアムシートは対象としない。

(3) 高速バス、空港連絡バス、路線バス等の乗合バスの運賃等

(4) 長距離フェリー等の都市間を発着地とする旅客船の運賃等

(5) 自動車を利用した場合の高速道路等の利用料金。ただし、燃料代やレンタル料金等は対象としない。

## 別紙

## 各都道府県からの交通費助成額（定額）

（単位：円）

	現住所地	補助額		現住所地	補助額
1	北海道	66,000	25	滋賀県	19,000
2	青森県	54,000	26	京都府	19,000
3	岩手県	44,000	27	大阪府	19,000
4	宮城県	54,000	28	兵庫県	19,000
5	秋田県	54,000	29	奈良県	19,000
6	山形県	44,000	30	和歌山県	19,000
7	福島県	44,000	31	鳥取県	8,000
8	茨城県	38,000	32	島根県	8,000
9	栃木県	38,000	33	岡山県	8,000
10	群馬県	38,000	34	広島県	8,000
11	埼玉県	33,000	35	山口県	8,000
12	千葉県	33,000	36	徳島県	3,000
13	東京都	33,000	37	香川県	3,000
14	神奈川県	33,000	38	愛媛県	3,000
15	新潟県	38,000	39	高知県	-
16	富山県	25,000	40	福岡県	28,000
17	石川県	25,000	41	佐賀県	28,000
18	福井県	25,000	42	長崎県	28,000
19	山梨県	38,000	43	熊本県	28,000
20	長野県	38,000	44	大分県	28,000
21	岐阜県	24,000	45	宮崎県	43,000
22	静岡県	38,000	46	鹿児島県	43,000
23	愛知県	24,000	47	沖縄県	52,000
24	三重県	24,000			

別表第2（第8条 - 第9条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

## 別記様式1（第6条関係）

令和 年 月 日

高知県知事 様  
現住所  
申請者  
氏名  
(生年月日)

## 高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）助成申請書（兼実績報告書）

「高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）実施要領」第6条の規定により、交通費等助成を下記のとおり申請します。

## 記

## 1 申請者

氏名	高知県出身 ・ 県外出身		
(郵便番号)			
現住所			
学校名	大学 学校	学部 学科	
在学中 ・ 既卒	<input type="checkbox"/> 在学中：（ ）年生 <input type="checkbox"/> 既卒：（ ）年（ ）月卒業・修了		
電話番号		Eメール	

## 2 申請対象となる就職活動等

訪問目的 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input type="checkbox"/> 県内企業等が参加する県内で行われる合同企業説明会等の就職活動関連イベント <input type="checkbox"/> 県内企業等が県内で実施するインターンシップ・仕事体験 <input type="checkbox"/> 県内企業等が県内で実施する個別企業説明会、採用面接 <input type="checkbox"/> その他（詳細： ）		
参加イベント、 訪問先企業等 (※1)	名称		
	所在地		
	会場住所(※2)		
滞在期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日		
訪問日	令和 年 月 日（～令和 年 月 日）		

※1 参加したイベント又は訪問先企業等の名称及び所在地を記載してください。

※2 「会場住所」欄は、企業の所在地とは別の会場で行われた説明会等に参加した場合に、会場の住所を記載してください。







別記様式3（第6条関係）

## 誓約書

私は、「高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）実施要領」に基づき、交通費等助成を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

※該当する項目に☑を記入してください。

### 記

- 企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の助成を受けていません。  
※助成を受けている場合は、☑を記入せず、助成申請書（別記様式）の助成申請額から該当金額を差し引いてください。
- 「高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）実施要領」により規定する次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。
- ・暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。）に該当しないなど、「高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）実施要領」の別表第2に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 申請書類に関して虚偽、不正等が判明した場合、既に助成金の支払を受けているときは、助成金の返還に応じます。
- その他、「高知県大学生等就職支援事業（交通費等助成）実施要領」の記載事項について理解の上、同意します。

令和 年 月 日

高知県知事 様

現住所 \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

氏名（署名） \_\_\_\_\_



領収書等のない区間は申請ができません。

### 3 助成申請額の積算

(経路等)

日付	往路・復路	交通機関名	出発地 (駅名等)	到着地 (駅名等)	金額
○月○日	往路	地下鉄(○線)	○○駅	○○駅	300円
○月○日	往路	航空機(JAL)	羽田空港	高知龍馬空港	30,000円
○月○日	復路	航空機(JAL)	高知龍馬空港	羽田空港	30,000円
○月○日	復路	地下鉄(○線)	○○駅	○○駅	300円
月 日					
交通費合計額(A)					60,600円
宿泊先に支払った金額(B) ※1泊分の金額		(宿泊先の名称) ○○ホテル			4,000円

実家や友人宅に宿泊するなど、経費が発生しない場合は記載不要です。

都道府県毎に定める上限額を記載してください。

交通費	(A)の金額(①)	60,600円
	都道府県別定額 [別表第1の別紙参照] (②)	33,000円
宿泊費	(B)の金額(①)	4,000円
	上限額(②)	5,000円
企業等から助成を受けた同趣旨の助成金の額(③)		0円
(交通費と宿泊費それぞれにおいて①又は②のいずれか低い金額の合計額) - ③(④)		37,000円
助成申請額 (④から1,000円未満の端数を切り捨てた金額)		37,000円

例) 「交通費」のうち低い方の金額33,000円  
+ 「宿泊費」のうち低い方の金額4,000円=37,000円

### 4 助成金振込先 ※申請者本人名義の口座を記載してください。

金融機関名 (ゆうちょ銀行以外)	○○銀行		支店・支所名	○○支店
ゆうちょ銀行	店番		預金種別	普通 ・ 当座
(フリガナ)	○○ ○○			
口座名義人	○○ ○○			
口座番号	0	0	0	0

ゆうちょ銀行以外の場合は「店番」は記載不要です。

### 5 助成制度活用や就職活動全般について

当てはまるものに☑、または記載をお願いします。

(1) この交通費等助成の制度について、何で知りましたか？

- 学校    家族    友人・知人    就活イベント    企業からの紹介  
高知県からのお知らせ (SNS、メール、情報誌等)    その他 ( )

(2) この交通費等助成の制度があることで、高知県内での就職活動をする機会が増えましたか？

- はい    いいえ    その他 ( )



本様式は、《企業記入》欄の「部署名・氏名」欄は手書き（ゴム印でも可）、それ以外は手書きまたは電子データでの入力のどちらでもかまいません。

別記様式2（第6条関

## 訪問確認票

当日、本様式を訪問先に持参し、企業の担当者様に《企業記入》欄に記入していただいでください。

### 高知県から企業様へのお願い

- ・本様式は、県が県外学生等に対して就職活動等に貴社を訪問（又は貴社が主催するイベント等）に参加し、必要事項の記入にご協力をお願いします。
- ・事実確認のため、本事業の運営事務局（県から委託）場合があります。

・ここは企業記入欄ですので、企業のご担当者に記入してもらってください（学生は記入しないでください）。

・企業の方が訂正される場合は、必ずご担当者の方の訂正印をお願いします。

### 《企業記入》

- ・当社を訪問したことを確認しました。
- ・当社は、上記訪問に係る交通費及び宿泊費について、  
助成をしていません。 助成をしています。 助成額：（ ）円  
(いずれかにを記入してください。)

企業名	株式会社〇〇
所在地	高知県高知市〇〇
会場住所※	
電話番号	000-000-0000
ご担当者の 部署名・氏名 (手書きでお願いします (ゴム印でも可))	人事部 〇〇 〇〇

【企業のご担当者】  
助成をしている場合は、「助成額」欄に金額を記入してください。

【企業のご担当者】  
お名前は必ずフルネーム・手書き（ゴム印でも可）でお願いします。

※「会場住所」欄は、企業の所在地とは別の会場で行われた説明会等に参加した場合に、会場の住所を記載してください。

※公務員の就職関連活動に係る経費は対象外です。

### 《学生記入》

学生氏名	〇〇 〇〇
訪問目的 (いずれかに <input checked="" type="checkbox"/> と名称等を 記入)	<input type="checkbox"/> 就職活動関連イベント (名称： ) <input checked="" type="checkbox"/> インターンシップ・仕事体験 (訪問企業名： 株式会社〇〇 ) <input type="checkbox"/> 個別企業説明会、採用面接 (訪問企業名： ) <input type="checkbox"/> その他 (詳細： )
訪問日	令和〇年〇月〇日 ( ~令和 年 月 日 )

【問い合わせ先】 〇〇〇〇 (運営事務局の連絡先を記載)  
TEL : 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 E-mail : 〇〇〇〇

本様式は、「氏名(署名)」欄は手書き、それ以外は手書きまたは電子データでの入力のどちらでもかまいません。

## 誓約書

私は、「高知県大学生等就職支援事業(交通費等助成)実施要領」に基づき、交通費等助成を申請するに当たり、下記の内容について誓約します。

※該当する項目に☑を記入してください。

該当する項目(4箇所)に☑を記入してください。

企業、大学等、地方自治体その他公的支援機関から同趣旨の助成を受けていません。  
※助成を受けている場合は、☑を記入せず、助成申請書(別記様式)の助成申請額から該当金額を差し引いてください。

「高知県大学生等就職支援事業(交通費等助成)実施要領」により規定する次の要件を含む全ての申請要件を満たしているとともに、申請書類の内容に虚偽や不正等はありません。

・暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。)に該当しないなど、「高知県大学生等就職支援事業(交通費等助成)実施要領」の別表第2に掲げるいずれにも該当しておらず、かつ、将来にわたっても該当しません。

申請書類に関して虚偽、不正等が判明した場合、既に助成金の支払を受けているときは、助成金の返還に応じます。

その他、「高知県大学生等就職支援事業(交通費等助成)実施要領」の記載事項について理解の上、同意します。

様式「助成申請書(兼実績報告書)」の提出日  
(様式右上の日付)と同じ日付を記入します。

令和〇年〇月〇日

高知県知事 濱田 省司 様

助成申請書(兼実績報告書)の「現住所」欄と相違がないか確認してください。

現住所 東京都〇〇 〇〇アパート〇号室

氏名(署名) 〇〇 〇〇

「氏名(署名)」欄は手書き(自署)してください。